

瀬戸市議会告示第4号

瀬戸市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程を次のように定める。

令和5年9月28日

瀬戸市議会議長 柴田利勝

瀬戸市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、瀬戸市議会議員の請負の状況の公表に関する条例(令和5年瀬戸市条例第22号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告等)

第2条 条例第2条第1項の規定による報告は、請負状況等報告書(第1号様式)により行わなければならない。

2 条例第2条第2項の規定による訂正は、訂正届(第2号様式)により行わなければならない。

(報告の一覧の訂正)

第3条 議長は、条例第3条の規定による一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、訂正部分を読むことのできるよう字体を残さなければならない。

(報告等の閲覧)

第4条 条例第4条第2項の規定による閲覧(以下この条及び第6条において「閲覧」という。)は、当該報告をすべき期限の翌日から起算して14日を経過する日の翌日から、議長が指定する場所において、議長が指定する時間中にすることができる。

2 議長は、前項に規定する場所及び時間を公表しなければならない。

3 閲覧に係る報告及び訂正は、第1項に規定する場所以外に持ち出すことができない。

4 閲覧をする者は、閲覧に係る報告及び訂正を丁重に取り扱い、及び破損、汚損、加筆等の行為をしてはならない。

5 議長は、第1項及び前2項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(報告等の写しの交付等)

第5条 条例第4条第2項の規定による写しの交付の請求は、複写申込書(第3号様式)により行わなければならない。この場合において、写しの作成に要する費用は、当該請求をした者の負担とし、負担の額は、別表のとおりとする。

2 前項の費用は、前納とする。ただし、議長が特に認めるときは、この限りでない。

(期限等の特例)

第6条 条例第2条第1項の規定による報告をすべき期限が、瀬戸市の休日を定める条例(平成3年瀬戸市条例第16号)第1条に規定する休日(この条において「休日」という。)に当たるときは、その日の翌日以降最初の休日でない日をもってその期限とみなす。

2 第4条第1項の規定により閲覧をすることができる最初の日(以下この項において「閲覧開始日」という。)が、休日に当たるときは、その日の翌日以降最初の休日でない日をもって閲覧開始日とみなす。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和5年4月1日以後の瀬戸市議会議員の瀬戸市に対する請負から適用する。

別表(第5条関係)

種別		金額
日本産業規格 A 列 3 番以内の大きさの用紙を用いる場合	白黒	1 枚につき 1 0 円
	カラー	1 枚につき 5 0 円
写しの送付に要する費用		当該送付に要する額

備考 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を 1 枚として算定する。

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

（宛先）瀬戸市議会議長

瀬戸市議会議員 _____

請負状況等報告書

契約締結日	対象とする役務、物件等	契約金額（円） （単価契約である 場合はその旨）	昨年度（会計年 度）に支払を受け た総額（円）

支払を受けた総額の合計額	円
--------------	---

（注） 契約金額及び支払を受けた額は消費税及び地方消費税込みの額を記入

第2号様式（第2条関係）

年 月 日

（宛先）瀬戸市議会議長

瀬戸市議会議員

訂正届

瀬戸市議会議員の請負の状況の公表に関する条例第2条第2項の規定により、次のとおり訂正届を提出します。

1 訂正箇所

2 訂正の理由

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先）瀬戸市議会議長

氏名 _____

住所

〒

電話 _____（ _____ ）

複写申込書

瀬戸市議会議員の請負の状況の公表に関する条例第4条第2項の規定により、次のとおり写しの交付を請求します。

写しの交付を求める報告又は訂正	写しの交付を求める範囲